



C O N T E N T S

平成29年盛夏	01	男性が婦人科を受診するようなもの	04
安倍総理のこと～被害者参加・損害賠償命令制度の成立...	02	会員の声	05
犯罪被害給付制度に関する有識者検討会	03	活動報告	06
自民党司法制度調査会／犯罪被害者に関するヒアリングにて...	04	幹事会、関東・関西集会 報告	07

平成29年盛夏

代表幹事 松村 恒夫

今年も早いもので、厳しい夏を迎える季節となりました。思い起こせば、昨年の6月には、鳩山邦夫先生が亡くなりました。今、警察庁の有識者会議で種々検討されている犯罪被害者に対する経済補償制度の見直しは、鳩山先生が自民党の「犯罪被害者施策PT」の座長としてまとめて下さった提言のお陰だと改めて感謝申し上げる次第です。その提言を踏まえて、警察庁からは、1年間の調査を経て、改善施策が発表されました（詳しくは、その有識者会議の専門委員である渡辺副代表幹事の別掲の記事をご覧ください）。

翻って社会を見てみますと、少子高齢化、核家族化が進む中、殺人事件は減少傾向にあるのに、親族間犯罪は増加傾向だとか、やるせない環境になりつつあります。高齢化に伴う老々介護による悲鳴、家族制度の崩壊が根底にあるのでしょうか。それとも別に原因はあるのでしょうか。

一方、あすの会の現状を考えると、発会以来18年が経過し、発会時のような高レベルでのエネルギーの結集は困難ではありますが、いざとなれば再結集できる余力は残っていると考えます。

特に最近、日本弁護士連合会（日弁連）の死刑制度廃止に向けての活動は、看過できないものであると思います。我々あすの会会員は、事件前は、弁護士さんは、社会の模範的な・典型的な紳士・淑女で、その団体は、日本の良識を代表している存在だとの認識を

持っておりました。しかしその認識を改めざるを得ない事例をこの数年で経験いたしました。その第一は、平成19年の被害者参加制度の導入時でした。今でも忘れはしません。時の平山正剛日弁連会長が、「被害者参加制度の導入に反対し、導入は将来に禍根を残す」との談話を発表しました。これに対し、あすの会では直ちに公開質問状を出して、その真意と公開討論と談話の撤回を要求いたしました。しかしこれに対し、誠意ある回答はありませんでしたし、その談話は今もって撤回されておられません。しかし、被害者参加制度には、多くの弁護士さんが協力して下さっていることには感謝申し上げます。

その二は、昨年の日弁連人権大会での死刑制度廃止宣言の採択でした。やはり弁護士さんにとっての最良の顧客は加害者・被告人で、被害者のことを考えているというのは表面的なことだったのだと思いました。被害者、特に殺人事件での被害者の真の気持ち、無念さは理解してもらえていないし、しょせん弁護士さんには他人事なのだ残念な感情だけが残ってしまいました。

あすの会は、犯罪被害者の権利確立を求め、司法制度の改革、被害回復制度の確立と誠心誠意活動してまいりました。この間、世間からは、多大なるご支援を頂き、深く感謝申し上げます。しかし、最大のバリヤとなってしまったのが、最も頼りとしていた日弁連とは、何とも皮肉な現象との感を禁じえません。